

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	病院等が取得した地震防災対策用資産に係る特例措置の拡充	
税 目	所得税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>①内容 地震防災対策用資産の取得に関する特別償却制度の対象地域を拡充する。</p> <p>②対象地域（拡充） （現行） ア．東海地震に係る地震防災対策強化地域 イ．東南海・南海地震防災対策推進地域 ウ．日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 （拡充内容） 全国に適用</p> <p>③対象者（現行どおり） 大規模地震対策特別措置法施行令第 4 条各号に掲げる不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等 例 病院、劇場、百貨店、旅館、学校、火薬類・薬品等の工場、電気・ガス等の事業所等</p> <p>④対象資産（現行どおり） 緊急地震速報受信装置及び関連設備</p> <p>⑤特別償却率（現行どおり）：100分の20</p>	
	減収見込額 （平年度）	▲ 2 2 百万円 （▲ 1 5 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 <p>これまで「大規模地震対策特別措置法」、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）と東南海・南海地震防災対策推進地域及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）において地震防災対策を進めてきたが、近年、平成 16 年の新潟県中越地震、平成 17 年の福岡県西方沖地震、平成 19 年の能登半島地震、新潟県中越沖地震、平成 20 年の岩手・宮城内陸地震など、強化地域及び推進地域以外の地域においても大規模な地震が発生しており、今後も首都直下地震をはじめ、全国において甚大な被害をもたらす地震の発生が懸念されているため、行政だけでなく当該地域に存する事業者も巻き込んだ総合的な地震防災対策を強力に推進する必要がある。</p>	
	(2) 施策の必要性 <p>事業者が地震防災対策用資産を積極的に整備することにより、事業者自体の被害の軽減を図るとともに、当該事業者が行政による災害初動期の応急対策活動を補完することが必要である。</p> <p>なお、平成 19 年 10 月から気象庁による緊急地震速報の一般向けの提供が開始され、緊急地震速報の普及を進めることで地震発生に際しての被害を抑制する効果が期待できることから、平成 21 年度税制改正において緊急地震速報受信装置を対象資産に追加する等の見直しを行ったばかりであり、その整備は未だ途上にある。</p>	
	(3) 要望の措置の妥当性 <p>事業者が地震防災対策用資産を整備することによって、大規模地震発生時の事業者自身の被害を軽減するだけでなく、周辺地域での応急活動及び早期復旧に当該事業者が直接貢献することが可能となる。</p> <p>このため、事業者による地震防災対策用資産の取得に係る負担を軽減し、政策的にその整備を促進するため、本特例措置を講じることが有効である。</p>	
	今回	政策評価体系における位置付け
要望	政策の達成目標	全国における大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えることを目標とする。
関連	租税特別措置の適用又は延長期間	平成 23 年 3 月 31 日まで
連	同上の期間中の達成目標	大規模地震が発生した場合に予想される甚大な被害を最小限に抑えるためには、事業者が地震防災対策用資産を積極的に整備することにより、事業者自体の被害の軽減を図るとともに、当該事業者が行政による災害初動期の応急対策活動を補完することが必要である。 なお、東海地震及び東南海・南海地震を対象とした「地震防災戦略」（平成 17 年 3 月 30 日中央防災会議決定、平成 21 年 4 月 21 日フォロ

		<p>ーアップ結果を中央防災会議に報告)、 「首都直下地震の地震防災戦略」 (平成18年4月21日中央防災会議決定)、 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略」 (平成20年12月12日中央防災会議決定) において、 緊急地震速報の活用による人的被害の軽減が目標として明記されている。</p>
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>地震防災対策用資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置 (3年間課税標準3分の2、 平成22年3月31日まで)</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	<p>強化地域及び推進地域に存する事業者が地震防災対策用資産を整備することにより、 当該事業者自体の被害の軽減を図るとともに、 当該事業者が行政による災害初動期の応急対策活動を補完することが必要である。</p>
	租税特別措置の適用実績	<p>今年度から税制の対象資産を変更したため、 昨年度までの実績はない。</p>
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	<p>地震防災対策を推進するため、 全国を対象地域とした上で、 不特定多数の人間が利用しており被災時に大きな混乱が生じ被害が拡大するおそれがある施設や周辺地域に大きな被害を及ぼす蓋然性の高い施設など、 対策実施の優先度が高い施設等に対象を絞って、 地震防災対策を戦略的に実施していくことが重要である。 また、 災害対策を進める上で、 今後は国等による「公助」だけでなく、 国民一人ひとりや企業が自ら考えて取り組む「自助」、 地域の多様な主体が協働する「共助」が重要であり、「自助・共助」の取組を喚起するためのインセンティブを与える施策が求められている。</p> <p>このような考え方に立ち、 強化地域・推進地域に存する、 病院・劇場・百貨店・旅館等の不特定多数の者が出入りする施設を管理する者、 石油類・火薬類・高圧ガス等の危険物の製造・貯蔵等を行う施設を管理する者、 鉄道事業等の一般旅客運送に関する事業を運営する者、 学校・社会福祉施設・電気事業・ガス事業・水道事業・大人数が勤務する工場等の重要な施設又は事業を管理・運営する者を優先対象として、 本租税特別措置により一定の地震防災対策用資産の取得を促し、 各地域での地震防災体制の構築を進めてきたところであるが、 現時点で政策の達成目標の実現にはいまだ至っていないと考えられることから、 引き続き本租税特別措置を講じる必要がある。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>東海地震に係る地震防災対策強化地域、 東南海・南海地震防災対策推進地域、 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に存する各企業が地震防災対策用資産を整備し、 当該企業自体の被害の軽</p>

		減を図るとともに、本来行政が行うべき災害初動期の応急対策活動を補完することが必要である。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	地震防災対策用資産の整備は、日常の企業活動を行う上で必要不可欠ではないため後回しにされやすく、本特例措置とともに企業の防災意識の向上・定着のための取組を地道に継続していく必要がある。なお、緊急地震速報受信装置は平成 21 年度から本特例措置の対象資産に追加されたばかりであり、その整備は未だ途上にある。
	これまでの要望経緯	平成 17 年度 適用期限 2 年間延長、対象地域の拡大、特別償却率の引下げ 平成 19 年度 適用期限 2 年間延長、対象地域の拡大 平成 21 年度 適用期限 2 年間延長、対象資産の拡充及び廃止、対象地域の拡充、特別償却率の引き上げ